

令和元年台風第 19号に係る災害廃棄物等の対応状況について

1 災害廃棄物に係る県の処理方針

台風第 19号による、多くの市町村における浸水等の建物被害や、ほ場における稲わらの大量流出などの被災状況を踏まえ、県では、災害廃棄物の発生量を把握しながら、「令和元年台風第 19号に係る災害廃棄物の処理方針」を策定しており、その概要は下記のとおりである。

(1) 県の災害廃棄物の推計量

- 被災した建物棟数に、災害廃棄物対策指針（平成 30年 3月環境省）に記載されている「災害廃棄物の発生原単位」を乗じて試算した結果、本県の災害廃棄物の発生量は約 21万トンと推計される。
- なお、この推計量には流木、稲わら等は含まれていない。これらを含めた災害廃棄物の発生見込量は約 35万トンと推計されるが、さらに被害実態を反映すべく精査中である。

(2) 基本的な考え方

① 処理主体と役割分担

市町村は災害廃棄物の処理を担い、県は、広域処理が必要な場合の自治体間の調整のほか、技術的指導や助言等を行う。

市町村の役割	県の役割
<p style="text-align: center;"><u>災害廃棄物の具体的な処理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害の把握 ○市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の処理 (市町村間協議, 委託契約ほか) ○仮置場の設置及び運営 ○住民への広報, 啓発 ○国庫補助金の申請 <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;"><u>市町村支援・関係機関との連絡調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村に対する技術的指導及び助言 ○関係機関との協力及び支援の調整 ○災害廃棄物処理の進捗状況の把握 ○区域内及び県内で処理が困難な場合における県外広域処理の検討や調整 <p style="text-align: right;">など</p>

② 処理方法

円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順位で処理を行い、環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくする。

また、区域内及び県内処理を優先し、処理が困難な場合は、県外広域処理も検討する。

③ 処理期間

被災地復旧と環境への配慮について整合性を図りながら、令和 2年度末までに処理が完了することを目標にする。なお、処理期間については、稲わらの発生量、広域処理の状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 被災市町の仮置場の状況

被災市町において住宅付近などに設置された仮置場は、全部で33か所あったが、国の方針を踏まえて災害廃棄物の年内撤去が進められた結果、現時点で残り2か所となっている。

そのうち、丸森町の1か所については、継続利用を望む地元住民の意向があり、また、柴田町の1か所については、災害廃棄物の量が多いため継続設置しているが、いずれも令和2年3月末に撤去の見通しである。

なお、2か所とも、周辺的生活環境保全上の支障がないように仮囲いが設けられている。

3 災害廃棄物の広域処理状況（令和2年1月20日現在）

(1) 県内広域処理

受入先	搬出元	種類	数量	備考
仙台市	丸森町	可燃物	約3,000t（総量）	仙台市葛岡工場
栗原市	大和町	浸水米	237.5t（完了）	民間処理施設
登米市	7市町	可燃物	30t／日	旧市クリーンセンター

※上記以外にも、被災市町から民間処理施設への委託による処理が進められている。

(2) 県外広域処理

受入先	搬出元	種類	数量	備考
横浜市	丸森町	可燃物	約1,500t（総量）	横浜市都筑工場
八戸市	大郷町	浸水米	265.2t（完了）	民間処理施設
		稲わら	約1,000t（総量）	
山形県中山町	角田市	可燃物	30t／週	民間処理施設
大船渡市	大崎市	稲わら	80t／日	民間処理施設
つくば市	角田市	畳	10t／日	民間処理施設
	丸森町		291t（完了）	
山形市	角田市	可燃物	50t／週	民間処理施設
山形県最上町	角田市	可燃物	10t／週	民間処理施設
秋田市	角田市	可燃物	約900t（総量）	秋田市総合環境センター

4 今後の対応

(1) 県内外広域処理

環境省・東北地方環境事務所等関係機関と連携の上、継続して調整中

(2) 「クリーンプラザみやぎ」埋立終了地の活用（黒川郡大和町）

- 公共関与の最終処分場である公益財団法人宮城県環境事業公社が管理するクリーンプラザみやぎの埋立終了地6.5ヘクタールを活用して、県が1.5次的な仮置場を開設済み。
- 今後、必要に応じて市町村の仮置場から災害廃棄物（稲わら）を一時的に受け入れる。